

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨のお知らせ

下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 17 条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和 8 年 8 月 18 日

宇都宮地方法務局足利支局

登記官 長谷川 浩

記

1 手続番号

「第 0605－2025－0052 号」

2 表題部所有者不明土地に係る所在事項

「佐野市船越町字中ノ関 2590 番 2」